

## 第4回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

### 1. 適正かつ公正な支出管理

（役員報酬）

- 役員報酬基準の設定、関係者への特別の利益供与の禁止については法制化することにより円滑な取組が期待される。
- 役員に対しては、適切な報酬を払うべきではあるが、報酬規程の公表等の透明性の強化が必要。

（関係者への特別の利益供与の禁止）

- 関係者への特別の利益供与の禁止だけでなく、理事長の専決を不可とすることや、随意契約を原則廃止とするなどの対応が必要ではないか。
- 随意契約に係る指導の根拠が必要であり、公正・公平な支出ルールを整備し、法的にも担保するべきではないか。
- 介護サービス事業者は法令遵守のため、業務管理体制の整備が義務化されているが、全ての社会福祉法人の運営について実施すべきではないか。

（外部監査の活用）

- 原則として、全ての法人に外部監査を導入すべき。その上で、小規模法人については、その理由を明確にした上で義務付けの対象外とする方がよいのではないか。
- 外部監査を義務付ける社会福祉法人の規模については、公益財団法人や学校法人が参考になる。

### 2. 余裕財産の明確化

- 必要な財産を把握した上で余裕財産を明確化していくという考え方は妥当。
- 保育所は、人件費率が高く、手元に資金が残らない。

（控除対象財産）

- 控除対象財産については、社会福祉事業に影響がないように慎重な精査が必要。
- 人材への投資は、処遇改善など長期にわたるものもあり、控除対象財産とすべきではないか。
- 人材への投資分を控除対象財産とすることは、イコールフットィングの観点から、おかしいのではないか。
- 控除対象財産については、法人が数字を継続的に出すことが重要だが、小規模法人への対応の一案として財務系の第三者評価機関の活用などがあるのではないか。

### 3. 福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

(再投下計画)

- 人材を確保するためには、内部留保を処遇改善にきっちり使うことが必要。
- 社会福祉法人の利益を地域のために充てる考え方は妥当。
- 本来事業にきちんと資金が充てられた上での余裕財産の再投下が前提である。
- 法人が財務状況に応じて明確に計画をたてれば、市町村も連携しやすい。
- 現状では、事業計画、財務計画を作成し、理事会で決定している法人は限られており、理事会の機能の強化等ガバナンスの問題を含め、対応が必要。

(「地域公益活動」の内容)

- 社会福祉法人の主たる事業である社会福祉事業は、元来民間の慈善博愛の事業を制度化したものであることを踏まえれば、社会福祉事業を超えたニーズに応えることは社会福祉法人の本来の使命と考える。
- 「地域公益活動」については、現在の制度における規制との関係を整理する必要がある。
- 「地域公益活動」は、本来事業の周辺の取組、低所得者等の利用者負担軽減などが考えられる。
- 「地域公益活動」については、児童虐待や子育て問題、子どもの貧困など地域の諸問題に地域の方と一緒に対応していかなければならない。

(地域ニーズの反映)

- 「地域公益活動」は、地域の意見の汲み上げが重要ではないか。
- オランダでは地方公共団体の社会生活支援や住宅協会の取組み等について、画一的な事業例示ではなく「実行領域」のみを定め、その政策形成や実施過程に多様な関係者を参加させることで地域ニーズに応じた事業展開を促している。
- 地域の意見を聞く仕組みとして、地域の懇話会のような場を利用することが考えられるのではないか。

### 4. 収支相償性

- 売り上げの上がるタイプの実業についての収支相償は理解できるが、売り上げの上がるタイプの事業にはあてはまらない。
- 収支相償の原則は社会福祉法人にはなじまないのではないか。
- 収支相償性はかつての措置時代を想起させ、民間の自律性を損なうことが懸念される。現在行っている事業の継続性や新たなサービスの供給が妨げられるおそれがある。

### 5. その他

- 非営利事業を的確に示す会計ルールの整備も中長期的視点では必要。
- 法人本部の経費に係る制限について議論すべき。
- 地方公共団体の指導もあり、社会福祉法人が社会福祉事業のみに専念し、地域ニーズに応えないのではないかと危惧しており、趣旨に沿った適正化も同時に行うことが必要。